

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	06	府省庁名	国土交通省
対象税目	道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税、都市計画税		
要望項目名	独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）については、出資金額の全額が国により出資され、その業務のすべてを国からそのまま引き継いだ独立行政法人であり、極めて高い公益性を有することから、道府県民税等を非課税とするための総務大臣の指定が行われている。「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、4研究機関は交通安全環境研究所を存続法人として平成23年4月1日を目途に統合（名称は「運輸技術総合研究所」（仮称）に変更）するとともに、交通安全環境研究所の業務の一部（自動車審査・リコール技術検証業務）を自動車検査独立行政法人に移管することとしており、いずれも引き続き極めて高い公益性を有することから、道府県民税等を非課税とするための総務大臣の指定を要望するものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「運輸技術総合研究所」（仮称）及び自動車検査独立行政法人は、引き続き、国の行政ニーズを技術面及び実務面で支える極めて高い公益性を有するため、道府県民税等については、引き続き国と同様に非課税とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法 25条、72条の4、73条の3、146条、179条、296条、348条、443条、586条、115条、701条の34、702条の2、704条</p>		
要望理由	<p>「独立行政法人整理合理化計画」に基づき4研究機関が統合又は業務が移管された後の「運輸技術総合研究所」（仮称）及び自動車検査独立行政法人において、法人の運営が効率的に行われるためには、国の機関や他の研究型独立行政法人及び従前の4研究機関と同様、引き続き極めて高い公益性を有する法人として、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>4研究機関は全額国出資であり、統合後の研究所もそれを承継し、全額国出資の法人となる。統合後の研究所が行う研究開発は、運輸モード全般の安全・環境の技術基準や港湾の整備や防災等、行政が必要とする技術を対象とするものであり、これらは今日においても重要性、公共性は極めて高い。統合後の法人の運営が効率的に実施されるためには、他の国の業務を引き継いだ独立行政法人と同様、引き続き、現行と同等の税制上の措置を講ずる必要がある。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>税制上の措置を講ずることにより、現行は4研究機関において実施されている安全・環境の技術基準や港湾の整備や防災等に必要技術の研究開発を、引き続き、限られた予算の中で効率的に実施することが可能である。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合には、研究に必要な予算が不足し、独立行政法人の使命である行政に対する技術的支援が不可能となり、安全・環境等の政策実現に支障が生じる。</p> <p>③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>税制上の措置に代えて、補助金等他の政策手段による場合は、これらの独立行政法人において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等手続きが発生することとなり、非効率的である。</p> <p>なお、他の国の業務を引き継いだ独立行政法人には、同様の税制上の措置が講じられている。</p>		
減収見込額	—		

地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯			
本要望に対応する縮減案			